

消火器・泡消火薬剤等

のお取り扱いについてのお知らせ

一部の消火器用消火薬剤や泡消火薬剤に含まれている

P F O S (※1) と呼ばれる化学物質は、

平成22年10月1日より

新たに化審法(※2)の規制対象になります。

※1 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名P F O S。以下、「P F O S」という。)

※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)

環境への排出を抑制するため、P F O Sを含有する消火器や泡消火薬剤等のお
取扱いにあたっては、以下の義務を遵守して頂く必要があります。

① 取扱上の技術基準の適合義務

[保管方法、移替え等の作業方法、保管数量等の帳簿作成義務、漏出処理等]

② 譲渡・提供する場合の表示義務

[P F O Sが含まれていること、その含有率、注意事項、表示者の連絡先]

(火災時等災害時の使用において化審法上の技術基準は設けておりません。)

技術基準等に従ってお取り扱い頂ければ、化審法上問題はありますが、P F O Sの
環境排出抑制のため、可能な限り早期に代替品への切り替えをお願いします。

経済産業省

1. 対象となる消火器等について

対象は、P F O Sを含有する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤になります。

図1-1. 消火器

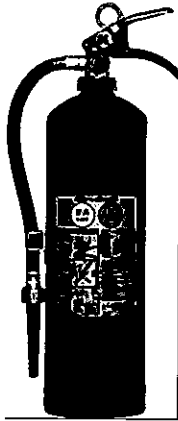


図1-2. 泡消火薬剤

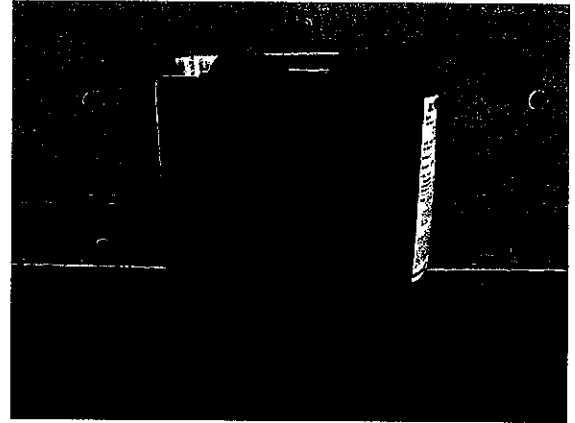


図1-3. 消火器用消火薬剤



なお、P F O Sを含有する消火器等の型番号等については、以下HPで情報提供を行っておりますのでご確認下さい。

○ (社) 日本消火器工業会HP

<http://www.jfema.or.jp/topics/topics4.html>

○ (社) 日本消火装置工業会HP (後日掲載予定)

<http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/>

2. 基準の適合義務者

P F O S を含有する消火器、泡消火薬剤等の取扱事業者が取扱基準の適合義務者となります。(化審法第17条第2項)

＜取扱基準の適合義務者の具体例＞

- 消防機関
- 消火器、泡消火設備の点検事業者
- その他、実態上、泡消火設備等の消火設備を設置し、訓練、点検、消火活動を行っている等消防機関と同等の業務を行っているものとみなすことができる者

3. お取扱いにあたっての適合すべき義務等について

【1】消火器用消火薬剤、泡消火薬剤と、【2】消火器、既に消火薬剤等が充てんされた消防用設備等（消防法上、検定・点検義務があるもの）とで取扱いが異なります。

なお、火災時等の災害時における泡消火薬剤等の使用においては化審法上特段技術基準を設けておりません。

図2. 技術基準等の適合義務がある取扱い

技術基準等の適合義務がある取扱い	
【1】消火器用消火薬剤 泡消火薬剤	(1) 保管(技術基準第2条、第3条、第5条、第7条) (2) 移替え(技術基準第4条) (3) 譲渡・提供(法第17条の2、表示告示) (4) 漏出(技術基準第6条) (5) 点検・訓練時の放出(技術基準第8条:注1)
【2】消火器 泡消火薬剤 (消火設備に充てん済み)	(3) 譲渡・提供(法第17条の2、表示告示) (4) 漏出(技術基準第6条) (5) 点検・訓練時の放出(技術基準第8条:注1) ※ 消防法において検定・点検義務有り
(注1) 火災時等の非常時の使用(放出)については技術基準の対象外。 (注2) 廃棄については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則って処理。	

(関係法令)

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第107号）
第17条第2項、第17条の2第2項
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基

準を定める省令（以下、「技術基準」という。）

- ・ P F O S 又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第 3 条の 3 の表の第 1 号から第 3 号まで若しくは附則第 3 項に規定する製品で P F O S 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（以下、「表示告示」という。）

関係法令は以下 HP に掲載しております。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

（１）保管

①保管方法（技術基準第 2 条）

泡消火薬剤等は、ポリタンクのような浸透しにくい材料を用いた密閉式の堅固な容器で保管して下さい。

泡消火薬剤等を入れた容器は、屋内で床がコンクリートや合成樹脂等の場所に保管して下さい。

②保管の際の表示（技術基準第 3 条）

泡消火薬剤等を入れた容器を保管するときは、容器と保管している場所の見やすいところに、当該容器及び当該場所に泡消火薬剤を保管している旨の表示を行って下さい。

③定期的な保管容器の点検（技術基準第 5 条）

P F O S を含有した泡消火薬剤等の漏出を防ぐため、容器について以下の事項を定期的（例えば消防設備の点検時等）に点検するようにして下さい。

- ・ 容器から泡消火薬剤等が漏出していないか。
- ・ 容器に損傷や腐食はないか。
- ・ 容器の床面等にひび割れはないか。

もし異常が認められた場合には、速やかに補修等行って下さい。

点検の結果については記録を行って下さい。記録は作成の日から 5 年間保存しなければなりません。

④保管数量の把握（技術基準第7条）

泡消火薬剤等の保管数量を把握するよう事業所毎に帳簿を作成して下さい。例えば容器の点検時や訓練を行った後等に帳簿をつける等、定期的に事業所内の泡消火薬剤等の保管数量を確認することが適正な化学物質管理の観点から望まれます。なお、帳簿はPFOSを含有した泡消火薬剤等の保管を終え、帳簿に最後に記入した日から5年間は保存して下さい。

(2) 移替え（技術基準第4条）

移替えの際には、泡消火薬剤の飛散・流出に備えて、以下の措置を講じて下さい。

- ・移替えはポンプで行って下さい。
- ・受皿を設け、また飛散・流出に備えて布等を準備して下さい。
- ・床がコンクリートや合成樹脂等の場所で行って下さい。
- ・移替えで使用したポンプや空になった容器は、水で洗浄するか布で拭き取る等して下さい。洗浄・清掃に用いた水・布等は廃棄処分するまで、容器に入れ密閉して保管して下さい。

(3) 譲渡・提供（法第17条の2第2項、表示告示）

他者への譲渡・提供にあたっては、容器、包装、送り状等に、表示告示で定められた事項について表示して下さい。

図3 表示例

<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質(PFOS又はその塩)を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤</p> <p>PFOS又はその塩の含有率 []</p> <p>●注意事項</p> <p>(1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤(以下「泡消火薬剤等」という。)に使用されているPFOS又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めて下さい。</p> <p>(2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行って下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取って下さい。</p> <p>(3) 漏出したときは回収するよう努めて下さい。</p> <p>(4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。</p> <p>●表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所 氏名: 住所:</p>
--

(4) 漏出（技術基準第6条）

消火器の保管時や泡消火薬剤の移替えの際に、泡消火薬剤が漏出した場合には、次の対応等を行わなければなりません。

- ・漏出拡大を防止するため速やかに応急措置を行って下さい。
- ・可能な限り漏出した泡消火薬剤等を回収して下さい。
- ・回収した泡消火薬剤等や使用した布は、廃棄処分するまで、容器に入れ密閉して保管して下さい。

(5) 点検・訓練時の放出（技術基準第8条）

消火器を訓練・点検において使用する場合、放出した泡消火薬剤等を布で拭き取る等、回収作業を行って下さい。回収の際に使用した布等は、廃棄処分するまで、容器に入れ密閉して保管して下さい。

※なお、火災時等の緊急時において消火器等を使用する場合は、化審法における取扱上の技術基準の対象になっておりません。

（参考）廃棄物として処分する場合

回収したP F O Sを含有する泡消火薬剤等や移替えや漏出・放出の際に生じたP F O Sの汚染物（回収の際に使用した布等）等の廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びP F O S含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に従って適正に処理して下さい。

なお、ご不明な点等ありましたら、都道府県又は政令市の廃棄物行政部局までお問い合わせください。

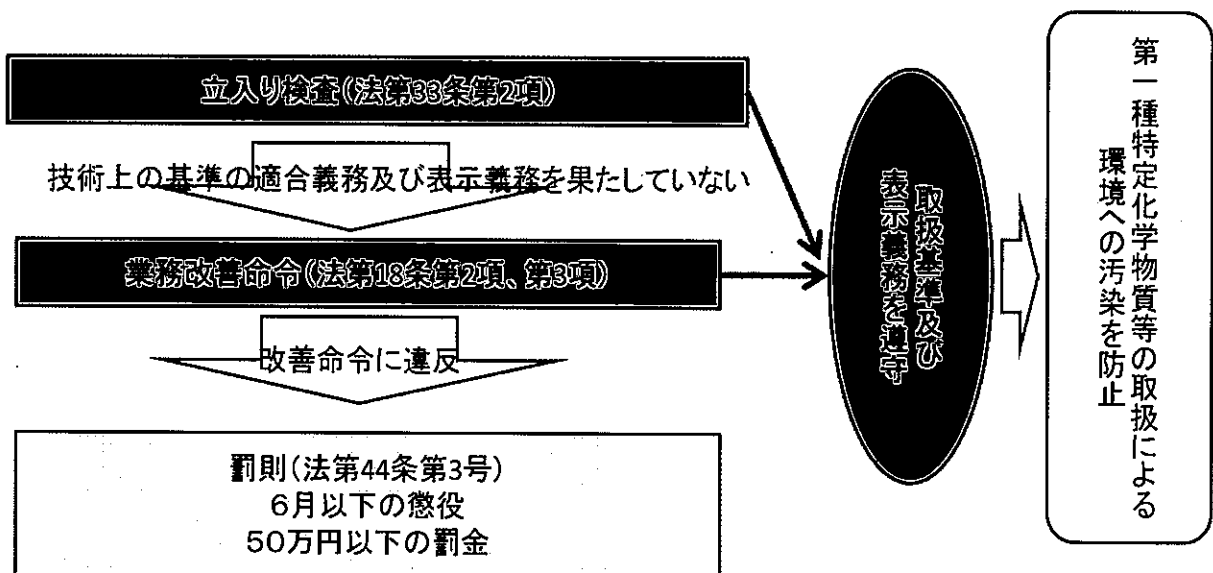
○罰則について

化審法では、経済産業省職員及び主務省庁の職員は、法律の施行に必要な限度において、取扱事業者の事業所等に立入検査を行うことができるとしております。(化審法第33条第2項)

立入検査の結果、取扱事業者が技術上の基準の適合義務及び表示義務を果たしていないと認めるとき、主務大臣は当該事業者に対して改善命令を行うことができます(化審法第18条第2項、第3項)。

改善命令を行ったにも関わらず、違反した者に対しては化審法第44条3号に基づき罰則が課されることとなります。

図4. 第一種特定化学物質の取扱いに係る立入検査等



5. P F O S含有製品から代替品への切り替え

P F O Sを含有する消火器・泡消火薬剤等の使用にあたっては、取扱いの基準等に則ってお取り扱い頂ければ法令上は問題ありませんが、環境汚染を防止する観点からP F O S含有製品以外の代替品をご使用頂くことが望まれます。

お取扱いの消火器・泡消火薬剤等でP F O S含有製品をお持ちでしたら、できる限り早期に代替品に切り替えて頂きますようお願いいたします。

(参考：P F O S規制の背景)

平成21年5月にストックホルム条約の対象となりましたペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名P F O S）については、その性状から我が国においても化審法において第一種特定化学物質※に指定し、平成22年10月1日より施行されることとなっております。

P F O Sは、その撥油性から泡消火薬剤等に使用されておりましたが、第一種特定化学物質への指定によって、一部の用途を除きP F O Sの使用は、原則禁止されることとなります。

しかし、既にP F O Sを含有する消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤は、全国の公設消防機関をはじめ、空港施設、防衛省各地基地、石油化学事業所、駐車場設備、商業施設等、様々な箇所に整備されており、短期間で代替製品に取り替えることは、災害時のみ使用するという製品の性質も加味すれば、極めて困難です。従って、今後速やかに代替製品に取り替えることが望ましいものではありませんが、直ちに使用禁止とはせず、その取扱いにあたって環境の汚染を防止すべく技術基準適合義務及び表示義務を設けることとなりました。

※ 第一種特定化学物質とは、化審法において難分解、高蓄積で人や高次捕食動物への長期毒性ありと判定された化学物質のことをいいます。

第一種特定化学物質については、製造・輸入の許可制（事実上禁止）、政令指定用途以外での使用の禁止等厳しい規制が課されることとなります。また、第一種特定化学物質及び政令で使用が認められた製品について、環境汚染防止の観点から取扱基準適合及び表示の義務が課されます。

<お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら以下連絡先にお問い合わせ下さい。

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-0605 FAX：03-3501-2084

関連情報は以下ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

●化審法ホームページ（経済産業省ホームページ）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html